

国際裁判管轄における結果発生地と投資口座  
—欧州司法裁判所 2021 年 5 月 21 日先決裁定を素材に—

富山大学 岩本学

欧州司法裁判所は、2021 年 5 月 21 日、投資家から投資先法人への不法行為に基づく損害賠償請求の国際裁判管轄について、投資家の投資口座所在地が、不法行為地としての結果発生地たりうるかにつき先決裁定をなした(Vereniging van Effectenbezitters v bp plc (case c-709/19))。すなわち、同裁判所は、EU の統一法たるブリュッセル Ibis 規則(但し、デンマークはオプトアウト)の不法行為管轄に関する 7 条 2 項の解釈において、投資家の投資口座所在地であったオランダについて、同項に基づいて管轄を認めることはできないとした。この問題は欧州において従前より議論があったところであり、同裁判所の判例でそれが収束される結果となったこと自体、注目に値するものである。

この点、個人が容易に海外投資することが可能となった現代にあっては、わが国で欧州司法裁判所が示した問題が生じうる可能性は十分に考えられる。すなわち、投資口座をわが国で開設したのち、海外投資を巡り被った損害に関する不法行為訴訟につき、わが国の国際裁判管轄の有無が問題となるケースが想定される。なお、何らかの金融関連口座の所在地を不法行為地とみなしうるかについて、わが国でこれを明示した裁判例はない。ただし、関連するものとして、静岡地沼津判平成 5 年 4 月 30 日判タ 824 号 241 頁がある。本判決は、国際裁判管轄に関する規律を追加した平成 23 年民事訴訟法改正前のケースであるが、被告がドイツに居住している状態で、原告が銀行において自動車代金等の送金をなした地がわが国であったことを根拠にわが国に国際裁判管轄を認められたものである。このケースで銀行口座からの振替を利用した場合でも結論が同様であったと解するならば、経済的損失が生じたと考えられる銀行口座の所在地に管轄が認めうるものと評価できる。

以上の通り、我が国では、銀行口座所在地に管轄を認めることに親和的な先例がある中、投資口座についても同様に考えられるか、といった問いに対して回答のための検討をしておくことは、将来発生しうるこの問題の対応のために意義があるといえるだろう。以上のような関心から、本報告では、上記先決裁定とその評価を分析することで、上記問いへの回答を探る。